

○福島地方水道用水供給企業団事務分掌規程

〔平成15年3月13日
管理規程第1号〕

改正 平成18年3月30日管理規程第1号
平成28年3月15日管理規程第2号

平成20年3月31日管理規程第1号
平成30年4月1日管理規程第2号

福島地方水道用水供給企業団事務分掌規程（昭和60年管理規程第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例（昭和60年条例第2号）第4条の規定に基づき、企業長の権限に属する事務を処理させるため、その組織及び事務分掌等に関し必要な事項を定めるものとする。

（課及び係の設置）

第2条 事務局（以下「局」という。）に次の課及び係を設ける。

総務課 総務経理係 契約管財係

施設管理課 施設第一係 施設第二係 水質管理係

（職制）

第3条 局に事務局長並びに必要なに応じて参与、次長及び参事を置く。

- 2 課に課長を置く。
- 3 必要なに応じて課に主幹を置く。
- 4 必要なに応じて課に課長補佐、主任検査員、主任主査及び主任技査を置く。
- 5 係に係長並びに必要なに応じて検査員、主査及び技査を置く。
- 6 係に係員を置く。

（事務局長の職務）

第4条 事務局長は、企業長の命を受け、局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

（次長等の職務）

第5条 次長は、事務局長を補佐し、局の事務を掌理する。

第3編 組織・処務（福島地方水道用水供給企業団事務分掌規程）

2 参事は、上司の命を受け、企業長が定める特定の事務を掌理する。

（課長等の職務）

第6条 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主幹は、上司の命を受け、事務局長が定める特定の事務を掌理する。

（課長補佐等の職務）

第7条 課長補佐は、上司の命を受け、課長の職務を補佐し、課の事務を掌理する。

2 主任検査員は、上司の命を受け、各種工事の検査に従事する。

3 主任主査は、上司の命を受け、課の特定の事務を処理する。

4 主任技査は、上司の命を受け、課の専門の技術に関する特定の事務に従事する。

（係長の職務）

第8条 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、係員を指揮する。

（検査員、主査及び技査の職務）

第9条 検査員は、上司の命を受け、各種工事の検査に従事する。

2 主査は、上司の命を受け、係の所掌事務の一部を分担処理する。

3 技査は、上司の命を受け、係の専門の技術に関する所掌事務の一部を分担処理する。

（係員の職務）

第10条 係員は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

（課及び係の分掌事務）

第11条 第2条の規定による課及び係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。
総務課

総務経理係

- (1) 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
- (2) 規約、条例、規則、規程等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 職員の勤務条件に関すること。
- (4) 職員の給与、旅費及びその他の給付に関すること。
- (5) 職員の研修、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (6) 職員の身分取扱いに関すること。
- (7) 事務の組織及び分掌に関すること。

- (8) 職員の定数に関する事。
- (9) 被服の貸与に関する事。
- (10) 事務改善に関する事。
- (11) 公印の保管に関する事。
- (12) 公告式に関する事。
- (13) 公務災害の認定等に関する事。
- (14) 用水供給事業の総合計画に関する事。
- (15) 国庫補助事業に係る申請及び報告に関する事。
- (16) 国、県等の関係機関との協議及び調整に関する事。
- (17) 財政計画に関する事。
- (18) 予算の編成に関する事。
- (19) 予算執行統制及び調整に関する事。
- (20) 支出負担行為の確認に関する事。
- (21) 財務会計システムの保守、管理に関する事。
- (22) 決算に関する事。
- (23) 小切手の振出し及び現金出納並びに保管に関する事。
- (24) 指定金融機関等に関する事。
- (25) 一時借入金に関する事。
- (26) 企業債に関する事。
- (27) 給水料金等の収納管理に関する事。
- (28) 業務状況の公表に関する事。
- (29) 計理状況の報告に関する事。
- (30) 理事会の開催に関する事。
- (31) 水道担当課長会の開催に関する事。
- (32) たな卸し資産の管理に関する事。
- (33) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事。
- (34) 課内他の係に属さない事務に関する事。

契約管財係

- (1) 工事請負、物品の購入その他の契約に関する事。
- (2) 総務課所管の庁舎の管理に関する事。
- (3) 資産の取得、管理及び処分に関する事。

- (4) 資産関係の補償に関すること。
- (5) 資産の評価及び償却に関すること。
- (6) 公用自動車の総括に関すること。
- (7) 資産の貸借に関すること。
- (8) 工事等の検査に関すること。
- (9) 工事の設計積算基準及び技術管理等に関すること。
- (10) 物品等の検収に関すること。
- (11) 議会の招集及び議案の調整に関すること。
- (12) 監査委員に関すること。
- (13) 広報に関すること。
- (14) 施設見学に関すること。
- (15) 事業年報及び事業概要の作成に関すること。
- (16) 事務局内イントラネットに関すること。

施設管理課

施設第一係

- (1) 取水に関すること。
- (2) 浄水の生産管理に関すること。
- (3) 電気、機械設備工事の調査設計及び施工監督に関すること。
- (4) 自家用電気工作物の管理に関すること。
- (5) 施設の運転監視及び保守点検に関すること。
- (6) 施設の電気機械設備の点検に関すること。
- (7) 給水量の計量及び認定に関すること。
- (8) 所管に係る国、県等の関係機関との協議に関すること。
- (9) 構成団体との技術的な協議に関すること。
- (10) 工事の精算に関すること。
- (11) 用水供給事業の事業認可に関すること。
- (12) 水利使用の許可申請に関すること。
- (13) 施設更新計画に関すること。
- (14) 課内他の係に属さない事務に関すること。

施設第二係

- (1) 土木、建築工事の調査設計及び施工監督に関すること。

第3編 組織・処務（福島地方水道用水供給企業団事務分掌規程）

- (2) 土木施設等の修繕工事に関すること。
- (3) 道路並びに河川の占用及び工作物築造の許可申請並びに更新に関すること。
- (4) 所管に係る国、県等の関係機関との協議に関すること。
- (5) 構成団体との技術的な協議に関すること。
- (6) 工事の精算に関すること。
- (7) 耐震化計画に関すること。
- (8) 災害対策に関すること。
- (9) 施設管理課所管の庁舎の管理に関すること。

水質管理係

- (1) 水質検査及び水質管理に関すること。
- (2) 共同水質検査に関すること。
- (3) 浄水処理薬品の品質管理に関すること。
- (4) 水源の環境保全に係る調査及び研究に関すること。
- (5) 水安全計画に関すること。
- (6) 渇水対策に関すること。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に次表の左欄に掲げる従前の課に勤務を命ぜられていた職員は、別に任命のない限り、辞令を用いなくて同表の右欄に掲げるこの規程による課に引き続き勤務を命ぜられたものとみなす。

庶務課	総務課
-----	-----

附 則（平成18年3月30日管理規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程中第1条の規定の施行の際、現に左欄に掲げる従前の課等に勤務を命じられている職員のうち別に任命されない職員については、辞令を用いなくて同表の右欄に掲げる課等に引き続き勤務を命じられたものとみなす。

第3編 組織・処務（福島地方水道用水供給企業団事務分掌規程）

旧 課 等	新 課 等
工 務 課	施設管理課

附 則（平成 20 年 3 月 31 日管理規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日管理規程第 2 号）

（施行期日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日管理規程第 2 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。